



CONTENTS

発行者
発行責任者
編集委員
印 刷 所

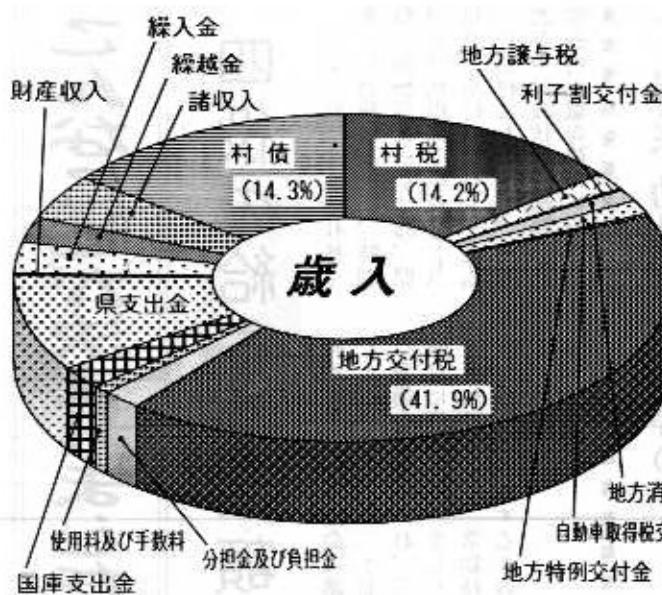
片田品村議会
星邊順一男
後藤幸一
入澤登喜
星野正喜
星野喜
有限公司野村印刷所

退任のごあいさつ	2
平成15年度予算を可決	3
こんなことが決まりました	4
主な議決事項	6
意見書が出されました	7
こんな質疑がありました	7
議会活動日誌	8

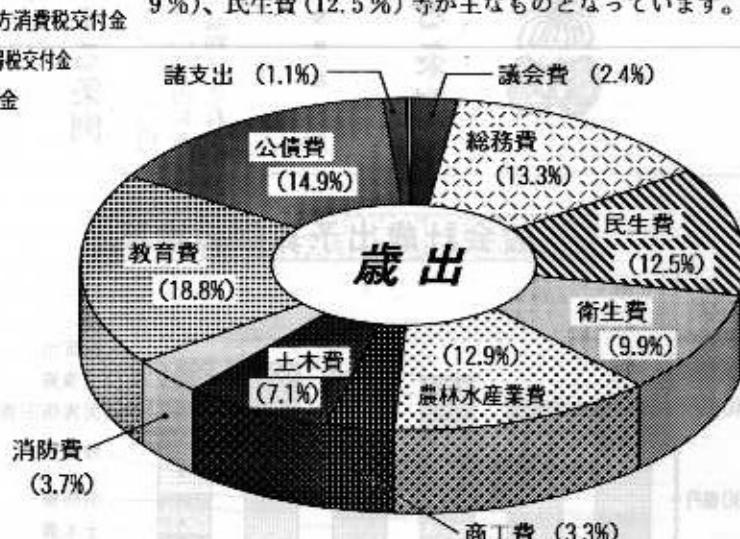
片品村 議会だより

PHOTO
かたしな水芭蕉まつりの様子
(だんべえ踊り)

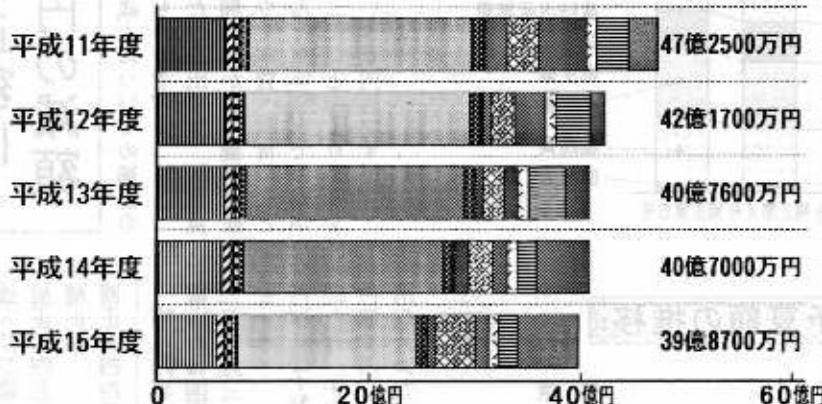
平成15年度 予算を可決



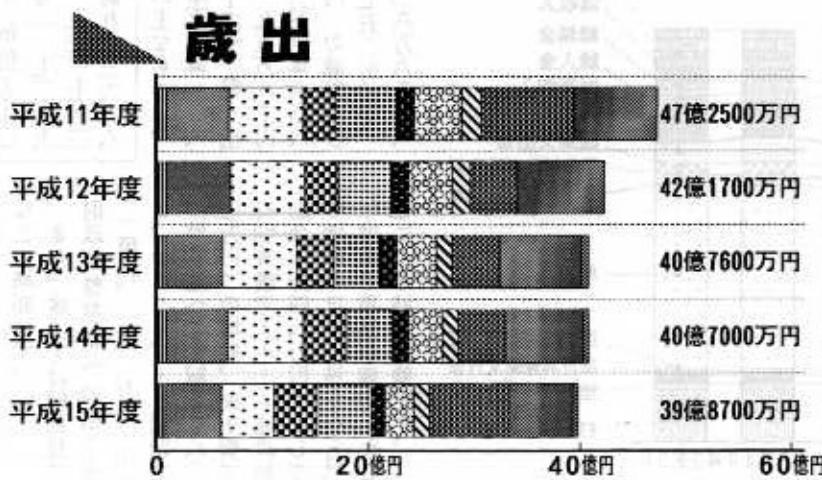
一般会計予算
39億8,700万円



予算額の推移 (一般会計)



■ 村 税 ■ 使用料及び手数料
■ 地方譲与税 ■ 国庫支出金
■ 利子割交付金 ■ 県支出金
■ 地方消費税交付金 ■ 財産収入
■ 自動車取得税交付金 ■ 緑入金
■ 地方特例交付金 ■ 緑越金
■ 地方交付税 ■ 諸収入
■ 分担金及び負担金 ■ 村債



■ 議会費 ■ 教育費
■ 総務費 ■ 公債費
■ 民生費 ■ 諸支出
■ 衛生費 ■ 予備費
■ 農林水産業費
■ 商工費
■ 土木費
■ 消防費

こんなことが決まりました

四役の給与を減額

近年、自治体を取り巻く厳しい財政状況の中、特別職の報酬等については、県内及び利根郡内においても見直しが行われています。片品村においても、行政改革や財政状況等勘案して、常勤特別職の給料について、

特別職報酬等審議会に諮問したところ、二月二十七日に審議会が開催され、三月四日に答申を受けました。これに基づいて、常勤特別職の給料を改止するもので

す。
今回の補正は、一般会計で総額三三七万円の減額となり、十四年度の予算総額は四四億九、八三六万六千円になりました。款別で見ると、国庫支出金や県支出金、利子割交付金などの減額と村債、諸収入、寄附金などの増額が、歳入についての補正の主ものです。

また、歳出では、総務費の増額のほかは、農林水産業費や土木費、教育費などほとんどが年度末で事業が確定したことにより減額するといった内容です。

平成十四年度の一般会計の補正額は 三三七万円の減額

一般会計補正予算(第五号)

教育長の給与月額については、五五〇、〇〇〇円から五二、〇〇〇円に改正されました。

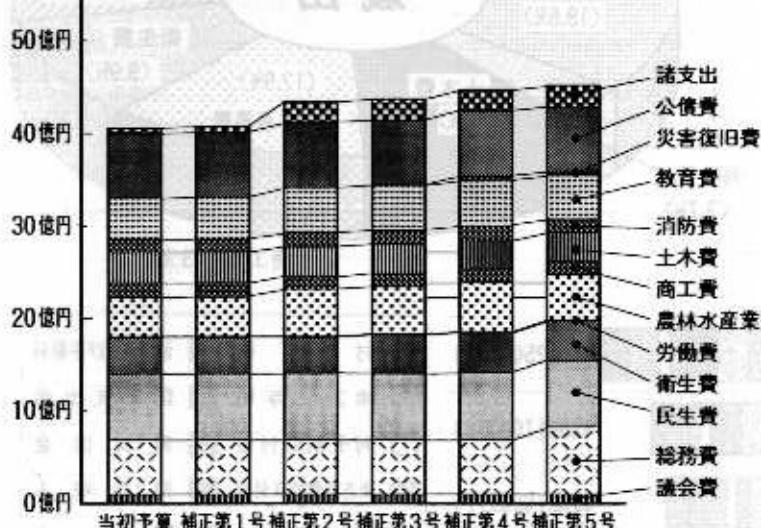
○ 村長、助役、収入役等の諸給与条例の一部を改正する条例

一部を改正する条例

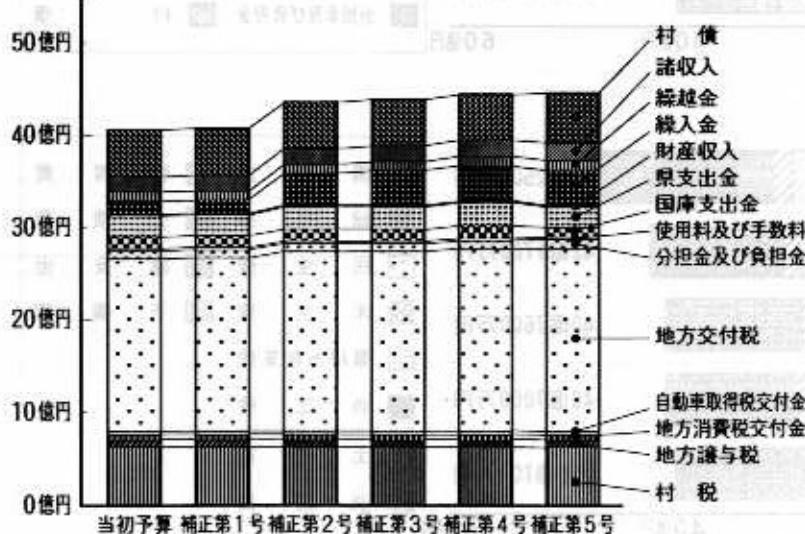
特別職の給与月額については、村長が七五〇、〇〇〇円から七二二、〇〇〇円に、助役が六〇三、〇〇〇円から五七一、〇〇〇円に、



一般会計歳出予算額の推移



一般会計歳入予算額の推移



歳入及び歳出(単位:千円)
補正前四五億〇一七三万九
△三三七万三
補正後四四億九八三六万六
△三三七万三

補正内容の主なものは、歳入では国庫支出金(△四、三五万三千円)、県支出金(△一、一九五万八千円)、利子割交付金(△八〇七万一千円)の減額及び村債(四、七五〇万円)、諸収入(九、六万六千円)、寄附金(四四〇万七千円)などの増額です。また、歳出では、総務費と、サエラリゾート問題での県信連への和解金(八〇〇万円)の増額、民生費で特別養護老人ホーム建設補助金(四四八万円)としての増額のほか、ほとんどは年度末で事業が確定したことによる減額調整です。

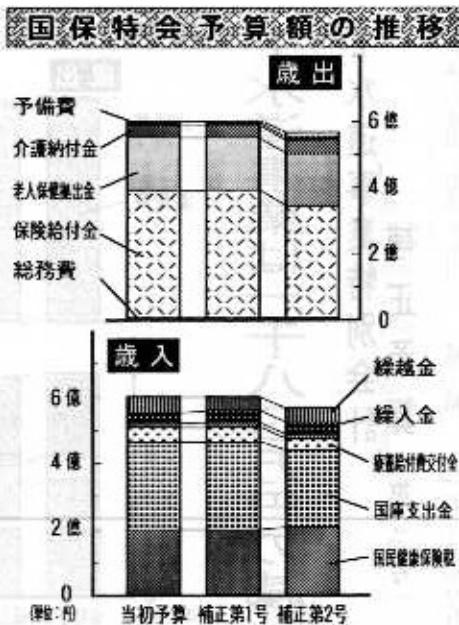
国民健康保険特別会計は三千九百万円の減額

補正予算(第一号)

歳入及び歳出(単位=千円)
補正前 六億〇七九六万五
補正額 △三九五六万九
補正後 五億六八三九万六

歳入では国民健康保険税
(四九四万九千円)の増額と、
国庫負担金(△三、一)

歳入では予備費(△一、二五九万
七千円)の減額などで、歳出では予備費(△一、一九二
万五千円)の増額のほかは、
保険給付費(△四、六六四
万四千円)などすべて年度末における減額調整です。

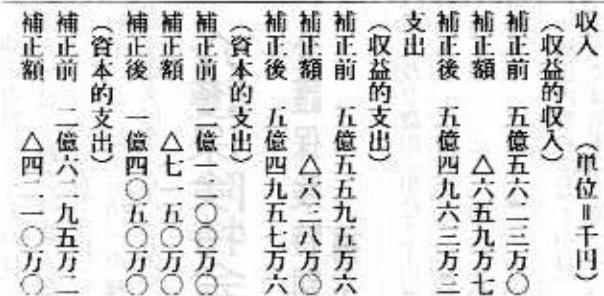


老人保健特会は一千八百万円の減

補正予算(第一号)

歳入及び歳出(単位=千円)
補正前 六億一二三九万四
補正額 △一八五〇万〇
補正後 五億八三八九万四

歳入では支払基金交付金
(△一、八五〇万円)、国庫
支出金(△六〇〇万円)、県
支出金(△一五〇万円)



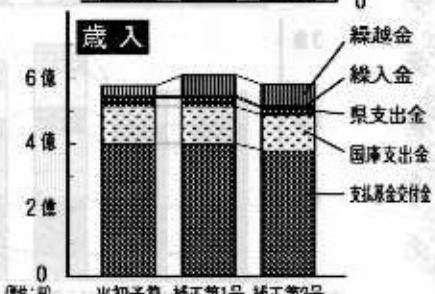
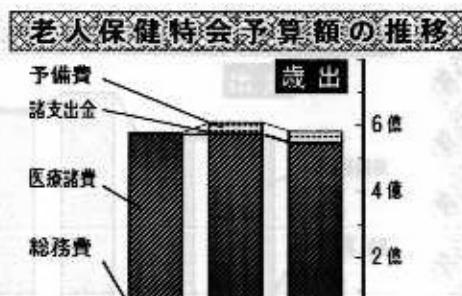
観光施設事業は営業収益の減

補正予算(第一号)

歳入(単位=千円)
補正前 五億五六三万〇
補正額 △六五九万七
補正後 五億四九六三万三

歳出(収益的支出)
補正前 五億五九五万六
補正額 △六三八万〇
補正後 五億四九五七万六

補正の主なものは、収益的
収入ではスキー場施設営業
収益(△三、三二〇万円)
の減額と一般会計からの補
助金としてのスキー場施設
営業収益(△八五八万二千
円)の減額などによるもの
で、収益的支出では休養宿
泊施設の施設管理費(△一
五七万四千円)やスキー
場施設の施設管理費(△一
六八四万六千円)の増額な
どによるものです。資本的
収入では一般会計からの補



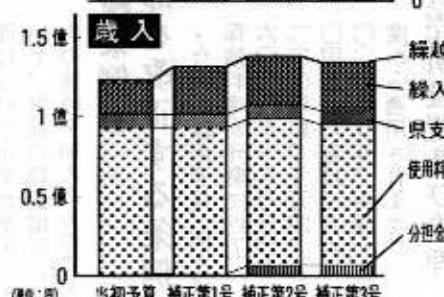
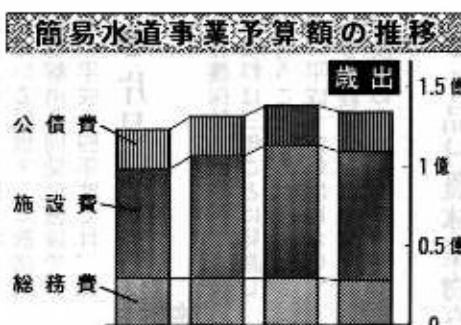
簡易水道事業は三六〇万円の減

補正予算(第三号)

歳入及び歳出(単位=千円)
補正前 一億三八五二万一
補正額 △三六〇万〇
補正後 一億三四九一万一

歳入では使用料及び手数料

歳入(△四六四万円)の減額や諸
取扱(六七万円)の増額など
で、歳出では事務的経費と
しての総務費(△一六九万
円)や施設管理費(△一九
万円)など、年度末における
減額調整が主なものです。



農業集落排水事業は七千万円の減

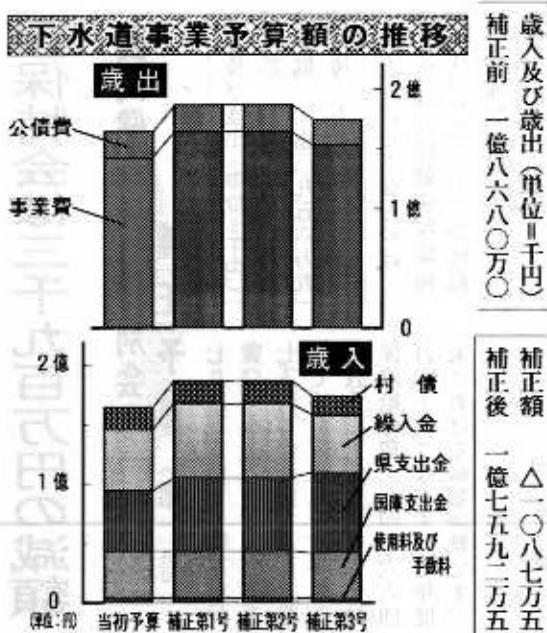
補正予算(第一号)

歳入及び歳出(単位=千円)
補正前 四億三三八七万六
補正額 △一億四〇五〇万〇

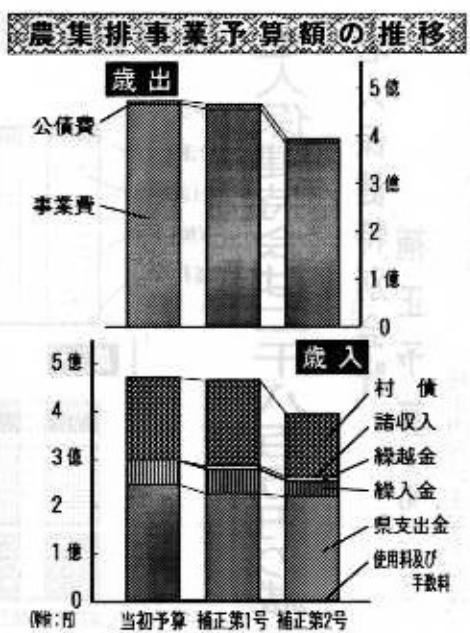
歳入では一般会計からの補

助金(△七、一五〇万円)
の減額となります。資本的
支出ではスキー場施設建設
費(△二、二九三万五千円)
などの減額と予備費(一四
八四千円)などの増額です。

改良費(△一八二万円)や
企業債の償還金(△四、〇〇
万円)の減額です。

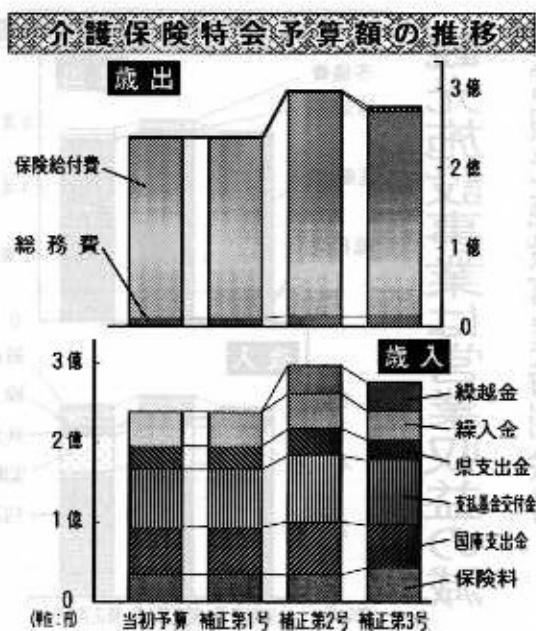


下水道事業特別会計
補正予算(第三号)



補正内容の主なものは、
歳入では村債（△四、五九
〇万円）、一般会計からの
繰入金（△一、八〇〇万円）、

県支出金（△六〇八万七千円）の減額で、歳出では事業費（△六、九九八万七千円）の減額によるものです。



補正内容の主なものは、
歳入では国庫支出金（△）、
○八六万七千円、県負担
金（七八九万七千円）、一

一般会計他からの繰入金（△六〇四万六千円）、支払基金交付金（△三〇〇万八千円）の減額などで、歳出では保険給付費（△二、五八七万九千円）の減額や基金への積立金（五六八万九千円）の増額などによるものです。

介護保険特会は二千万円の減

特別会計
補正予算(第三号)

補正内容の主なものは、
歳入では一般会計繰入金
(△)、三六五万五千円)、
村債(△三四〇万円)の減
額や貯蓄支出金(△八三万円)、

諸収入（一五四方円）の額などで、歳出では事業費（△九八〇万七千円）や、債費（△二〇六万八千円）の減額によるものです。

針山地区の簡易水道の配
水池が新設されましたが、
県へ水道事業変更認可申請
をして、認可を得たために
条例の一部を改正するもの
です。

●片品村簡易水道設置条例の 一部を文正二

農林省林業局所は、国道一二〇号線沿線に、昭和六十三年から平成六年まで国や県、そして村の補助事業などで設置されました。これまで、施設利用者は使用料金を村に支払ってい

岸呂村農林産物直売所設置及び管理に関する条例の一一部を改正する条例

介護保険法により、介護保険料は三年ごとに見直しを行なうこととされていますが、平成十四年度において三年が経過したために介護保険料の改定をするものです。

●片品村介護保険条例の一部を改正

電気通信格差是正事業として、国・県の補助により越本（中里）地区に設置されている民放テレビ放送難視聴解消共同受信施設です。が、平成十四年度では、鎌

されます。

その他の主な議決事項

● 片品村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

水道法の一部を改正する法律が平成十四年四月一日から施行され、改正の主な内容の一つに貯水槽水道の管理の強化が挙げられました。このため水道事業管理者の適切な関与により、適正な管理が図られるよう条例を改正するものです。

例えば、ビルやマンション

などの屋上等にある貯水槽等を使った水道について、従来の水道法では一〇トン以上の物が規定されていましたが、それ以下のものについても、その責任管理を明確にして事故防止の徹底を図るという内容のものであります。

● 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

母子及び寡婦福祉法が改正され平成十五年四月一日から施行されることに伴い、片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正す

るものです。

母子及び寡婦福祉法の条文が改正されたことにより、条例中の引用条文を法律に合わせて改正するものです。

○ 片品村過疎地域自立促進計画の変更

片品村過疎地域自立促進計画による実施事業に変更があり、計画に盛り込む必要が生じたために変更するのです。

当初、計画に無かった、武尊牧場キャンプ場施設の

シャワー施設の改修工事や花の駅片品の庭園事業を追加し、平成十六年度に予定していた南保育所が十四年度で整備できたために、平成十四年度事業として計画を変更するのです。

○ 群馬県市町村総合事務組合規約の変更

成団体である万場町及び中里村が合併し、神流町が設置され、共同処理していた事務を神流町においても引き続き行うために規約を変更するものです。

また、群馬県市町村総合事務組合規約の変更については、同じく構成団体である渋川地区農業共済事務組合が三月三十一日限りで解散し、その事務が渋川地区広域市町村圏振興整備組合に承継されることによる変更も含まれます。

◆ 工事請負変更契約の締結（二件）

農業集落排水事業花咲地

区汚水処理施設の上木・建築工事及び機械・電気設備工事について、地下水位が異常に高く、污水处理に不測の日数を要したために、

◆ 烟草フルエンザ抑止対策を求める意見書（要旨）

その契約内容の工期の部分について、完成期日の平成十五年三月二十日を平成十五年五月三十日にそれぞれ変更するものです。

昨年、我が国で初めてのBSEが確認されましたが、群馬県においても「頭目」が発症し、畜産農家をはじめ食肉産業の被害をつぶさに見聞きします。

今、群馬県下の養鶏農家は諸外国に鳥インフルエンザの発症している状況を垣間見るととき、もしも我が国でこの鳥インフルエンザの発症を想定した場合には養鶏業全体を巻き込み、強いては国の食糧事情にも大打撃を与えるかねと予想しています。

一方で、鳥インフルエンザの発症が発生する可能性も大打撃を与えるかねと予想しています。

生産者の健全な使命感をもつた生産姿勢が堅持できるよう、左記の事項について早急に対応されることを強く要望いたします。

記

◆ 意見書が可決され各関係大臣等に提出されました

◆ 町村自治の確立に関する意見書（要旨）

現在、第二十七次地方制度調査会においては基礎的自治体のあり方等が審議検討されているが、去る十一月一日に開催された地方制度調査会小委員会に提出された「西尾私案」は、町村の自己決定権を踏みにじり住民自治を否定するものであって、我々として到底受け容れることができない。

また、自治の基盤である税財政制度の将来像については全く言及しておらず、今後、地方をして、どのような税財政制度の下で行政を行わせようとするのか、その見通しを示さないまま、やみくもに町村の「解消」を図ろうとするものであり、断じて認めるわけにはいかない。

一、国は、地方自治制度の検討に当っては、町村の自己決定権及び住民自治を尊重し、町村自治の確立を前提とすること。

二、早急に自治の基盤である税財政制度の将来像を明らかにし、「税財源の地方分権」を早急に実現すること。

三、マスコミ・風評被害対策の確立

四、水際での抑止対策としてサバエランスマダラ休制の確立

五、マスコミ・風評被害対策の確立

六、内閣総理大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣・群馬県知事あて

こんな質疑がありました

給水人口が減ったのはなぜか

答弁（建設課長）

説明

（針山地区の簡易水道の説明）

明で、給水人口が一二〇人から一〇六人ということだが、どういう関係で減ったのか。

現状に合わせたものである

それから、給水量について、日量一八立方メートルから二七立方メートルということだとが、細かく説明願いたい。

メートルということで、これは施設を大きくしたということであり、貯水池の貯水量がこれだけあるという内容のものである。

また、給水量については、

一八立方メートルを三七立方

三月定例会（三月四日～十二日）

審議された案件



- 片品村民放送テレビ放送難視聴解消共同受信施設の設置及び管理条例について
- 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 片品村手数料条例の一部を改正する条例について
- 片品村農林産物直売所設置及び管理に関する条例について
- 片品村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 片品村農業共済事業に係る出納その他の一項に係る権限を収入役に行わせる条例を廃止する条例について
- 片品村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 片品村簡易水道設置条例の一部を改正する条例について
- 平成十四年度片品村一般会計補正予算（第五号）について
- 平成十四年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 平成十四年度片品村老人保健特別会計補正予算（第一号）について
- 平成十四年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）について
- 平成十四年度片品村農業集落排水事業特別会計補正予算（第三号）について
- 平成十四年度片品村下水道事業特別会計補正予算（第一号）について
- 平成十四年度片品村農業集落排水事業特別会計補正予算（第二号）について
- 平成十四年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第三号）について
- 平成十四年度片品村介護保険特別会計補正予算（第三号）について
- 平成十五年度片品村下水道事業特別会計予算について
- 平成十五年度片品村老人保健特別会計予算について
- 平成十五年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
- 平成十五年度片品村農業集落排水事業特別会計予算について
- ※全案件とも原案どおり可決、承認されました。

議会活動日誌

- 2・3～5 岐阜インターハイ視察
12 利根村議会との情報交換会
13～14 利根東部衛生施設組合視察
14 尾瀬高校後援会
17 簡易水道事業運営委員会
// 給食センター運営委員会
// 国民健康保険運営委員会
// 観光施設事業運営委員会
19～20 観光協会役員研修
21 利根郡町村議会議長会
// 利根沼田広域圏議員協議会
24 利根沼田学校組合議会
25 町村自治確立総決起大会
26 正副委員長会議
// 全員協議会

- 26 戸倉ダム対策委員会
3・3 高等学校卒業式
4 第1回定期会（開会）
6 総務文教常任委員会
// 民生観光常任委員会
7 産業建設常任委員会
10 観光協会理事会
// 観光協会イベント委員会
12 全員協議会
// 第1回定期会（閉会）
13 片品中学校卒業式
18 片品村区对抗スキー大会
19 社会福祉協議会理事会
// 社会福祉協議会評議員会
20 南保育園落成式
// 利根東部衛生施設組合議会
24 尾瀬長寿会理事会
25 小学校卒業式

- 26 利根沼田任意合併協議会
27 南保育園卒園式
// 摺潤保育園卒園式
28 北保育園卒園式
片品保育園卒園式
31 スキー学校閉校式
高等学校入学式
小中学校入学式
利根郡町村議会議長会
片品村農業協同組合総会
婦人会総会
吹割の滝安全祈願祭
尾瀬長寿会理事会
// 水芭蕉まつり
25 金精峰開通式
27 片品村議會議員選挙
29 片品村議會議員任期満了

▼道々の街道の高台にひっそり佇む祠や社、貞新しい注連縄や注連飾りの白さがひとときわく経済不況、目標を見出せない焦燥感、大願意成就の拍子に時を象徴する祈りの深さを感じる。▼苦しさ故の神頼み、春祭りの村民の祈りが少しでも叶えられ、村発展に繋がればと願うばかりである。

▼さて、三月定期会では、平成十五年度の方針を示す一般会計及び特別会計予算が審議された。低迷する経済状況を反映してか一般会計予算では対前年比九七・九六%のマイナス予算となつた。▼歳

計算について
○平成十五年度片品村老人保健特別会計予算について
○平成十五年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
○平成十五年度片品村農業集落排水事業特別会計予算について
○町村自治の確立に関する意見書について
○鳥インフルエンザ抑止対策を求める意見書について

編集後記



E-mail: gikai@vill.katashina.gunma.jp

議会定期会は三月、六月、九月、十月の年四回開催されます。議会が開かれている間で、村民の皆さんが都合のよい時間に傍聴することができます。傍聴を希望する方は、議会事務局までお問い合わせ下さい。